

● 年金分割は、妻にとってお得な制度か？ ●

思い込み
は危険

離婚でこうなる夫婦の年金



離婚すると年金を夫婦で分割する「年金分割制度」が4月から始まりました。「年金を取られる前に妻と別れたい」。妻だけではなく夫からの相談も増えていると聞いています。しかし、「制度を勘違い」している人は少なくありません。代表的な誤解は「必ず折半になる」。今月は夫婦双方の立場から分割制度の基本的仕組みをとりあげてみました。

■ 年金分割制度は2つある

いわゆる年金分割制度には、今年の 4 月から始まった「合意分割制度」(= 任意分割ともいう)と来年(08年)4月から始まる「3号分割制度」(= 強制分割ともいう)の2つの別の制度が組み合わさっています。

-基礎年金、企業年金は対象外-

いずれも、分割の対象となるのは、結婚期間に納めていた厚生・共済年金の報酬比例部分(厚生年金基金の代行部分、共済年金の職域加算を含む)のみ。基礎年金や国民年金基金、企業年金(厚生年金基金の上乗せ部分を含む)は対象になりません。

また、実際の分割は年金そのものを分割するのではなく、保険料を納めたという記録を分けることになりました。過去に夫(妻)が払った保険料の一定割合を妻(夫)が納めたことになるので、分割対象期間の報酬総額が分割されると考えることもできます。

分割対象期間の報酬総額 = 対象期間の平均標準報酬月額 × 分割対象期間の月数

-受給要件を満たしていないともらえない-

もっとも分割しても、実際に妻が年金をもらうには、妻自身が受給要件を満たしていなければなりません。まず妻が受給年齢(昭和 33 年 4 月 1 日までの生まれならば 60 歳)前なら、まだもらえません。逆に妻が年上ならば、妻だけ先に受け取ることもありえます。

もう一つ、大事なのは妻が国民年金の納付要件を満たしていること。保険料を 25 年分(厚生年金加入期間、第三号被保険者期間等を含む)払っていないのに分割を申請すると、夫の年金は減る一方で、妻には一切出ません。

逆に言えば、受給要件を満たしていれば、夫婦のどちらかが既に老齢年金(在職年金も含む)を受けていても支障ありません。年金の受給者が分割改定請求を行った場合には、請求があった日の属する月の翌月分から年金の額が改定されます。

■ 合意分割、妻の分は最大5割

まず、スタートしたのが「合意分割」。これは07年4月以降に離婚した場合、合意すれば別れるまでの全結婚期間について夫(妻)の厚生年金または共済年金を相手に分割できます。決裂すれば、裁判手続きによって分割割合(以下、按分割合)を定め、分割することになります。

- 内縁妻、重婚妻の場合は -

対象となる期間には、結婚前の期間は含まれませんが、正式な「婚姻・離婚」以外も対象になります。例えば、内縁関係(以下、事実婚)の解消。この場合は国民年金の第3号被保険者として認定されていた期間のみ対象となります、

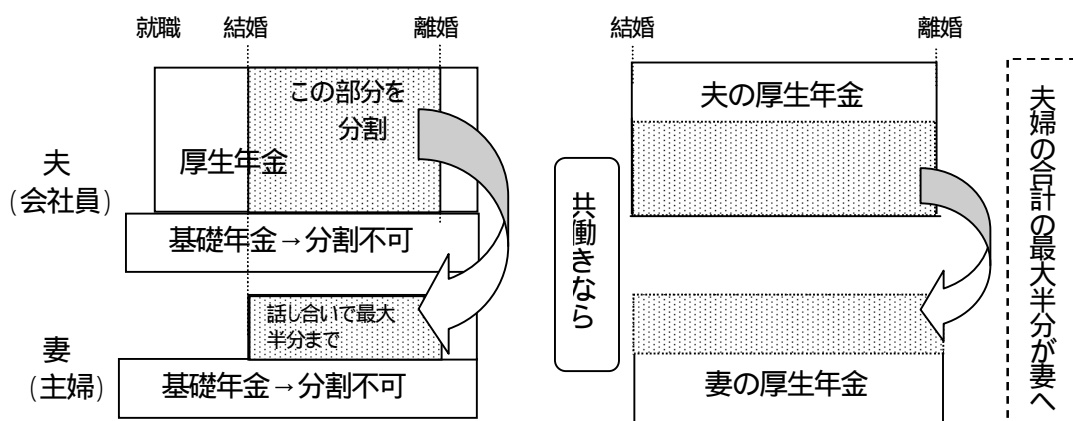
次は婚姻取り消し。原則として婚姻成立日から取り消しの日までは対象となりますが、民法規定に反する重婚期間の取り消しについては対象外。それでも国民年金の第3号被保険者として認定されていれば、当該期間は重婚期間中であっても対象となります。その意味では、内縁関係であっても、むしろ内縁妻であるほど、第3号被保険者の届出をしておくことが肝要です。

- 結婚期間の最大半分の意味 -

さて、当事者である夫婦間の合意または裁判手続きによる按分割合ですが、これには限度があります。「最大で半分まで」なので、1割しかもらえないこともあります。しかも、分割される方(主に夫)の半分ではなく、「夫婦の合計の」半分が限度という点が要注意です。そのため、厚生年金または共済年金同士の夫婦は、年金が少ない側が元の額を下回るような分割や、逆に相手よりも多くなる分割はできない、というルールが設けられました。

例えば、分割される側(主に夫)の対象期間の報酬総額が9000万円、分割を受ける側(主に妻)が同じく1000万円とすると、分割前の割合が10%なので、分割を受ける妻側の按分割合は10%超50%以内の範囲内で決まるわけです。

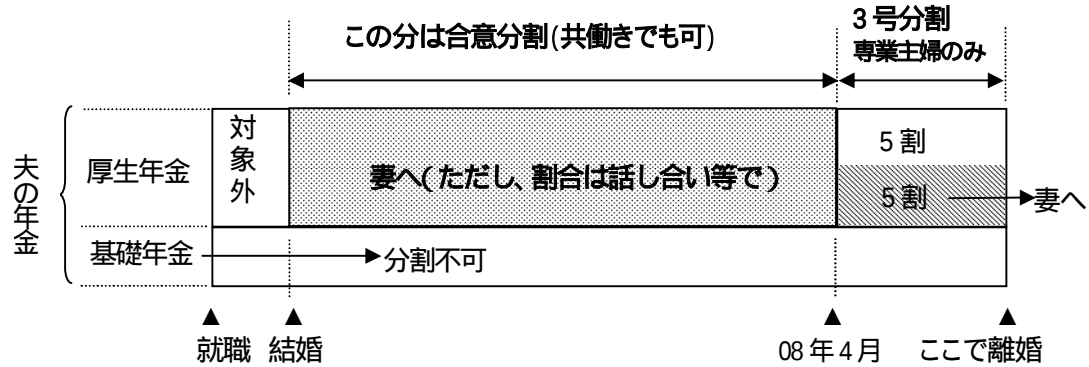
ただし、夫婦が厚生年金または共済年金に分かれて加入していた場合には、按分割合にこうした限度はありません。



請求には期限があります。原則として離婚等の日から2年以内です。

■ 必ず折半、3号分割

一方、「3号分割」の対象は08年4月以降に離婚した専業主婦(主夫)世帯に限ります。3号分割ならば自動的に折半になりますが、対象となるのは08年4月以降の国民年金の第三号被保険者期間期間だけ。それ以前の分は、合意分割で分けるしかなく、話し合いや調停などが必要です。



3号分割の対象となるのは08年4月以降、ということは、熟年夫婦よりも対象となる期間が相対的に長い、若年夫婦の妻のほうが、得られる特典は大です。

合意分割と3号分割との比較

	合意分割	3号分割
対象離婚	07年4月以降の離婚等が対象	08年4月以降の離婚等が対象
分割対象となる期間	07年3月以前の婚姻期間。なお、事実婚については第三号被保険者期間期間に限り対象(これを分割対象期間といいます)	08年4月以降の妻(夫)が第三号被保険者期間期間であった期間に限り対象(これを特定期間といいます)
分割割合	分割対象期間の夫婦の報酬総額の半分に相当する年金が上限	特定期間の分割する側(主に夫)の報酬総額の半分に相当する年金
合意の要否	分割すること、按分割合について合意又は裁判手続が必要	合意は不要
請求手続き	夫婦どちらか一方の請求による	第三号被保険者の方の請求による
請求期限	原則として離婚後2年以内とする	請求期限はなし
障害年金の制約	障害年金を受けていても分割は可能	特定期間を基礎とする障害厚生年金の受給権者であるときは、分割不可
両者の関係	08年4月以降に、08年3月以前の対象期間も含めて「合意分割」の請求をしたときは、同時に「3号分割」の請求もあったとみなされる	

夫婦双方の立場からみる年金分割

妻にとっても本当にお得か？



私は間もなく、定年を迎えますが、どうやら妻は離婚すれば「夫の年金を無条件に半分もらえる」と勘違いしているようです。変に誤解してお互いが後悔しないよう、どんな点を押さえておくべきでしょうか？合意分割と3号分割、わざわざ異なる制度を設けた理由もよくわかりません。

- 妻が分割で後悔しないためには -

敵を知り、己を知り、というくらいなので、まず(分割を受ける相手側の)妻の視点に立った留意点を取りあげます。

冒頭でも述べましたが、妻自身が受給要件を満たしていなければなりません。例えば、過去に保険料の滞納期間が多く、無年金の妻は分割を受けることはできません。

3号分割については、対象となるのは第三号被保険者期間に限ります。共働きの期間は対象になりません。また合意分割であっても、内縁妻であれば、これも第三号被保険者期間のみ分割の対象となります。

離婚すれば、夫が先立っても遺族厚生年金(夫の厚生年金の75%相当額)がもらえません。遺族厚生年金は、結婚前の期間も反映されているので、分割で受けられる年金額よりも有利です。



- 夫が離婚で減額されないためには -

以上のうち、を踏まえると、夫の減額分を抑えるための方策の一つとして共働きを認めることが考えられます。これまでは、共働きというと「夫の稼ぎが少ない」、それは「夫に甲斐性がないから」、という負のイメージがあり、おしなべて「夫の意向」で専業主婦になるケースが多かったのですが、今後その構図が崩れることも予想されます。

2つ目は、妻が間違った思い込みをし、離婚後に後悔しないよう、仕組みを正しく知ってもらうことです。その結果、なまじっか分割を受けるよりも遺族年金をもらうほうが有利であることに気がつく奥方もおりましょう。毎日こつてりとした油料理とデザートが食卓に上がり、亭主は早死にさせられやしないか？心配の向きもありますが、そこまでは保障できません。

合意分割と3号分割とは導入理由が違います。前者は、専業主婦の受け取る年金が会社員の夫よりもかなり少ないのはおかしい！「夫の年金が多いのは妻が支えたから」という内助の功を評価し、離婚で低くなる女性を救うための制度です。後者は3号制度のつじつま合わせから導入された制度。3号への年金支給の根拠を明確にするために、夫の保険料は夫婦共同で払ったとみなす、と法律で明記されましたが、ならば報酬比例分は夫婦が半分ずつもらえるはずだ、となり、(離婚夫婦に限り)部分的に個人単位の考え方が持ち込まれたという背景があります。